

羅什譯法華經の考察(二)

——方便品第百三偈に就いて——

戸 田 宏 文

法華經方便品第百三偈の羅什譯は、周知の如く、中國、日本の天台に於て、非常に重要な偈文とされている。しかし、この偈に就いては、未だ原典的な説明はなされていまいものである。そこで、この小稿では、この一偈を諸梵本とその諸譯とを對照して考察する。

- (妙) 是法住法位 世間相常住
於道場 知己 導師方便說
- (正) 諸法定意 志懷律防 常處三世
演斯讚頌 每同讚說 善權方便
- (N) dharmasthitim dharmaniyāmatāṃ ca niyasthitam
loki imān akampyān / buddhās ca bodhiṃ prthivya
maṇḍe prakāśayīṣvanti upāyakausalam//
- (M) [sth]iti dharmaniyāmatā ca [n]ityasthititi loki
ima[m a]kampikam /mahim...maṇḍena ji...n...
vināyaka upā.....//

(A) dharmasthitir dharmaniyāmatā ca niyasthitam lokam
imam akampikam / mahipīṇḍi buddhiyiva jina
vināyaka upāyakausalaya prakāśayanti//

(西) chos kyi gnas nid skyon med chos nid ni // hjig rten
hdi na rtag tu mi gyo// sa yi snin por byan chub sans
rgyas te// thabs la mkhas pa śin tu ston par hgyur//⁽²⁾

先ず、羅什譯を明らかにする爲に、法護譯から考察しよう。法護依用の梵本は、一般に(N)本の系統とみられているので、(N)本を以て法護譯を検討しよう。

「諸法定意」は(N)本の dharmasthitim の譯であろう。この「諸法(dharma)」の法は dharmasvabhāva を「經典自然之誼」⁽³⁾、或は dharmasvabhāvamudrām を「經法自然之教」と譯しているから、彼は法を「教法」の意味に解していると考えられる。次に「定意」であるが、法護の「定意」という譯例を調べてみると、光讚般若經三昧品第十六に

「彼何謂名曰首楞嚴三昧。其定意者、皆入一切諸三昧行、是謂首楞嚴三昧。彼何謂實印三昧。時以斯定意、印一切三昧、是謂實印三昧。彼何謂師子娛樂三昧。住此定意時、皆娛樂一切定意、是謂師子娛樂三昧。」(大正8-190c)とある。この傍線の部分に相當する梵文は、*yena samādhiṇa……/ yatra samadhau sthityā sarvasamādhībhīr vikṛidati…* (ed. by N. Dutt p. 198 ff. 13-16)となつてゐる。この「定意」は *samādhi* を譯したことがわかる。従つて法護は *dharmaśhiti* の *śhiti* を三昧 *samādhi* に關する語とみづけるやうであらう。

しかるに相應部經典34三昧相應 *Samādhi-samyutta* に説かれてゐる如く、*īhiti (|| śhiti)* は三昧の二つの相である。意が三昧に入つて、安定、安住してゐる相を云うのである。こういう義を繼承して、法護は「諸の教法に則つて意を三昧に於て定めること」という意味に *dharmaśhiti* を理解して「諸法定意」と譯したとみてよいであらうか。

「志懷律防」は、(N)本の *dharmaniyāmatā* に相當するであろう。法護のこの語の譯例を光讚般若經に於て調べると、「寂然法」「諸寂然法」「寂然」「其法寂然」「諸法寂然」「其寂定法」「寂滅」等である。法護は、*niyamata* を「寂然」「寂定」或は「寂滅」と譯してゐることがわかる。これよりみれば、法護は、*niyamata* の語源は *to restrain*,

to become tranquil という意味をもつ動詞 *ni-√yam* にあると解したと考えられる。従つてここでは「(律)防」と譯したのである。又「律」は、佛に依つて説かれた教えの中の「行爲の規範」を説いた教法 *dharma* の意味と解せられ、前句の「諸法」に對應させてゐる如くである。だから「志懷律防」は、「教法として説かれた律に則つて(自己の意を、惡業煩惱から)防禦すること」という意味と解してよいであらう。

この如く、法護は *dharmaśhiti* ≠ *dharmaniyāmatā* の心意の状態を表わすものとして譯してゐることがわかるであらう。そういう修行者の心の状態は、常にこの世にあると理解して *b-pada* を「常處于世」と譯してゐる。

「演斯讚頌」は(N)本或は他本からも説明し難い。法護依用の梵本の異りに依るものであらう。

「毎同讚說 善權方便」は(N)本の *d-pada* の譯である。ただ「讚說」は他の譯例よりみて「講說」の誤りではなからうか。

さて次に、羅什譯であるが、羅什が依用した梵本は、(P)本(M)本等の屬する中央アジア本と同じ系統のものと考えられるので、ここでは(P)本を以て考察しよう。

(A)本の *a-pada* は二語とも女性・單數・主格であり、

b-pada は全て男性・單數・對格となっている。これよりみれば、a-pada と b-pada とは各々が一つの纏った内容を表現していると云えよう。この(P)本を以て羅什譯を解すれば「是法住法位 世間相常住」の一行は、一句としてではなく、二句として了解せらるべきであろう。

更に詳細に検討すれば、(P)本の dharmasthir を「法住」と、dharmaniyamata を「法位」と譯すべき。

ところで、これらの語は、何か或るものの眞實性、絶對性を表現する語として用いられてきている。例えば、阿含經典では緣起性が、又如來藏經典では如來藏が、これらの語で以てその眞實性が説かれている。羅什もこの意味にこれらの語を解して、ここでは、前の百二偈に説かれている「一乗ekavyāna」がこれらの語で、その眞實絶對なることが語られているとみているようである。従って「是法住法位」の「是」は、その「一乗」を指している。嘉祥大師の疏にも「初半偈正敘佛性、謂三法住法位。法住法位、是佛性異名、亦是一乘別稱也」(大正34-506a)と釋されていることから明らかであろう。

次に、(P)本の b-pada 即ち niyashīyam lokam imam akampikam は、「世間相常住」に全く相當する。この羅什譯は、從來(N)本からは殆ど全く解明出来なかつた箇所であるが、(P)本に依つて、羅什依用の梵本にも(P)本の如くなつていたのであることが推測される。(P)本の b-pada を譯

せば「この世間は常に住し、不動であることを(道場に於て覺り……)」となる。

しかれば、ここに云う世間lokaとは何であろうか。六十華嚴經夜摩天宮菩薩說偈品に「三世五陰法 説名爲世間」斯由虚妄有 無則出世間」(大正9-468b)とあり、俱舍論卷第一には「又諸有爲法 謂色等五蘊……」と又「有漏名取蘊、亦説爲有淨、及苦集世間 見處三有等」とある。三世の有爲有漏虚妄の諸法を世間と名づけたものと云えよう。

かくの如く、世間は有爲有漏の諸法であるとすれば、それは無常であつて、常に遷流するものである。では何故この偈には「この世間は、常に住し、不動である」と説かれているのであろうか。蓋し、法華一乗の覺者の自覺に於ては、「世間相常住」であるというのが、法華經の説かんとするところであるからであろう。法華經の説く一佛乘は、永遠の眞實であることを、先ず「是法住法位」と説き、その一佛乘の内容として、ここに「世間相常住」が説かれたに相違ないであろう。以上、(P)本と羅什譯との偈の前半を比較検討したのであるが、a-pada も b-pada と同様に内容から云えば buddhivṛta の目的語であると考えられるので、羅什譯は「是れ(一乗)は法住・法位にして、世間相は常住なり(と道場に於て知り已りて……)」と訓讀さるべきことが明らかになつたであろう。

次に「於道場知己 導師方便説」は、(P)本の後半に全く一致する。ただ(P)本の mahi-pindi は(M)本に mahma... mandena (mande car) とあるのみ、羅什依用の梵本には mahimandi 及びまなつしたのたのであろう。mahi-manda なる語は bodhi-manda と同じ意味でしばしば用いられているからである。⁽¹³⁾

これで、漢譯二譯と、(N)(P)兩本との比較考察を了り、(P)本と(N)本と西藏譯とを次に比較検討しよう。

(N)本と西藏譯とは殆ど同じである。又、(N)本は(P)本等の中亞本を、文法的に整合して、或は又、ihita va sa dharu dhammathiata dhammaniyamata idappaccayata 等の經文に影響されて改めて成立したとみられる。即ち偈の前半の lokam を於格にし、他の語を女性・單數・對格に改めて、後に述べるが、buddha の目的語としたのである。この結果、本來は a-pada と b-pada とは二句として讀まれていたのが、一句として讀まれるようになったことは明らかであろう。従って「これ(一乗)は、法住法位にして、(又この一乗は)世間に於て常に住し、不動であることを(又菩提を覺り……)」と一佛乘の眞實性、絶對性をのみ説く偈と變わってきたのである。

(N)本の buddhas ca 作(a)本と buddhityva とあるにより或は斷言は出來ぬが西藏譯 byan chub sans rgyas te

から推して、buddha ca とすべきであらう。

ところで、この第百三偈の羅什譯は、中國・日本の天台に於て非常に重要な經文とされるに至った。即ち天台大師の法華玄義卷第一上に「隔歴三諦龜法也。圓融三諦妙法也、此妙諦本有。文云、是法住法位世間相常住。」(大正 38(282))と説かれ、天台實相論の圓融三諦の根據の文とされている。では天台大師はこの文を如何に了解されていたであらうか。文句卷第四下に「是法住法位一行、頌三理一也。衆生正覺一如無二悉不出レ如。皆如法爲レ位也。世間相常住者、出世正覺以レ如爲レ位、亦以レ如爲レ相、位相常住。世間衆生亦以レ如爲レ位、亦以レ如爲レ相、豈不三常住。世間相即常住、豈非三理一。」(大正 38(282))と釋されている。⁽¹⁴⁾ 荆溪湛然の文句記に依つて意を窺えば、法住の法は、一切雜染の諸法を指しており、その一切法がそのまま眞如實相の法位にあつて、従つて世間相常住といわれるとなしているのである。だから、天台大師は、この文を「是の法は法位に住し、世間相は常住なり……」と全く獨特な讀解をされていることが明らかであらう。

更に、日本天台に至つては、是の文は俗諦常住の依文とされ、又迹門心の立場と、本門心の立場で解釋され、本門心の解釋が正意とされている。法華經鷲林拾葉鈔卷六方便品第二之下に「二句、文本文迹、文點讀事有レ之也。迹門心是法住、法位世間常住讀。本門心是法住法位世間相常住讀也。」と本

述二門の兩様の讀み方があると云ひ、續けて「法住者、森羅諸法、能住體也。法位者、眞如實理所住位也。此上世間相者、不分別能住、所住迷悟染淨依正身土本來常住義也。」と、本門心の義が説かれて、天台實相論が、本覺門の立場で究竟にまで進められてくるのである。

以上の如く、方便品第百三偈の羅什譯に依つて、中國、日本、天台教學は、大きな發展を遂げるのであるがその本源は、羅什依用の古い法華經原本にあったと云えよう。

- 1 (妙)は羅什譯(大正9.9b)。(正)は法護譯(大正同72a)。(Z)は Nepal 本(Kern 本 p.53)。(M)は N. Dut 刊行本の脚注に於て N. D. Mironov 調査の中亞本(p.40)。(A)は Petrovsky 蒐集の Kashgar 本(西域文化研究第四)圖版第五〇1' Petrovsky Ms. LVIII b. 11. 4~6)。(西)は西藏譯(北京影印版 30. 12-3. 5~6)を示す。尙(ア)本に於ては清田寂雲師に御教示頂いた。ここに深く感謝の意を表す。
- 2 正法華經光瑞品第一第79. 98偈(大正9.67a, 67c)。
- 3 大品(大正8.251b) 大般若第一會(同7.74c) 西藏譯(北京影印版 18. 131. 4-8~5. 2' 同 19. 262. 1. 4~2. 6)
- 4 シヤト版に依る(Vol. 17, p. 327 ff.) Cf. PTS. S. III p. 263ff.
- 5 大正8.168a (Skt. p. 126 l. 9) 同 169b (Skt. p. 132 l. 8) 同 178a (Skt. p. 161 ll. 2~3) 同 180b (Skt. p. 168 l. 16) 同 185b (Skt. p. 184 l. 17) 同 187c (Skt. p. 192 l. 6) 同 188b (Skt. p. 193 l. 13) 同 190a (Skt. p. 198 l. 7)

- 6 マシムカ王碑文にも dharma-niyama なる語があり restrictive religious rules, moral restriction 等と譯されり。 Cf. A. C. Woolner: Asoka Text and Glossary Pt. I.
- 7 方便品第55. 61. 72. 98. 101偈等には「法護は pra-√kas を「講説」と譯しつゝる。(大正9.70bs, -70cγ, -71aδ, -71cπ, -71cσs.)
- 8 SN. vol. II p. 25 (雜阿含卷第十一) 大正2.84b) 雜阿含卷第三十(大正2.217c) Cf. SN. vol. V, p. 390) Cf. AN. vol. I, p. 286 (相當漢譯なし)。婆訶羅譯及び不空譯大乘密嚴經卷上(大正16.724c, -749a) 西藏譯(北京影印版 27.134. 5. 7~135. 1. 2)。
- 9 八十華嚴「三世五蘊法説名爲世間彼滅非世間如是但假名」(大正10.101c) 北京影印版 25. 135. 2. 3。
- 10 或は「羅什依用本には a-pada はすべし對格になつてゐたのかも知れなう。
- 11 Cf. LV. 48. 9 普曜經(大正3.490a); 315. 18, 20同(同 518cγ, c η); 316. 14同(同 519aη)。
- 12 ただ(Z)本の b-pada の「これは世間に於て……」を「この世間に於て……」と譯しつゝる點が異つてゐる。
- 13 註(∞)参照。
- 14 Cf. Edgerton: BHS § 35. 28
- 15 荻原本方便品第61及び第121偈並びにその脚註参照。
- 16 大正 34-247 a
- 17 日本大藏經法華部疏三百九十頁上。